

新型コロナウイルス感染防止を踏まえたイベント等の開催及び公共施設の利用に関する方針

蕨市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染症に係る政府緊急事態宣言が解除されたことに伴い、6月1日以降に開催する市が主催するイベント等及び公共施設の利用(貸室利用を含む。以下、同じ。)に関する方針を以下の通り定めることとします。

市民団体等による開催についても、これに準じて取り扱うこととします。

【参加者が100人(6月末日までにおいては50人)を超える大規模イベント等の開催及び公共施設の利用】

○6月末日までにおいては50人、7月から8月末日においては100人を超える参加者・利用者が見込まれるイベント等の開催及び公共施設の利用は、屋内・屋外を問わず、引き続き、開催・利用を中止することとします。

なお、9月以降の開催・利用に関し、屋内においては、収容人数の半分以下を目安とし、体温検知用のサーマルカメラや体温計による徹底した体温管理を行い(できる限り、自宅等での事前の体温・体調チェックを要請する。感染の疑いがある者の参加、入場は認めない。)、併せて、下記の感染防止対策を講じたうえで実施できることとします。また、屋外においても、人との間隔をできるだけ2メートル以上空けるといった密集状態の回避など感染防止の観点から踏まえた上で実施できることとします。

【参加者が100人(6月末日までにおいては50人)に満たない小・中規模イベント等の開催及び公共施設の利用】

○6月末日までにおいては50人、7月から8月末日においては100人に満たないイベント等の開催及び公共施設の利用においては、主催者又は利用責任者において下記の感染防止対策を講じたうえで、順次、実施できることとします。

ただし、屋内においては、飛沫感染防止の観点から、原則としてマスクの着用をしない前提での開催・利用はできません。

【感染防止対策(共通事項)】

○イベント等の開催及び公共施設の利用に際しては、主催者又は利用責任者において、3密の回避(入退場時の制限・誘導(収容人数の半分以下を目安とする等)、四方を空けた席配置、定期的な換気)、手洗いの励行、手指及び施設の消毒、マスクの着用、参加者・利用者の把握、開催・利用時間の短縮、ごみの管理の徹底、事前の体温・体調チェック、関係職員等の安全確保(ビニールカーテン、間仕切り等)といった感染防止対策を講じなければなりません。また、屋外においても、上記のうち可能な範囲での感染防止策を実行してください。

【その他】

○クラスター感染(集団感染)は、全国の様々な場所、条件で発生していることから、イベント等の開催及び公共施設の利用に際しては、会場や活動内容など個々のリスクの態様に即して、その可否を判断することとします。このことにより、現在、施設予約済みのものであっても、その活動内容や人数によっては利用をお断りすることがあります。

各公共施設においては、上記のほか、建物の構造や利用内容に応じた独自の感染防止策を講じることがあります。

本方針は、今後の埼玉県内及び蕨市内の感染状況等により見直すことがあります。